

令和3年度指導監査結果

Ⅱ 文書指導事項有りの社会福祉法人等（社会福祉法人が運営する社会福祉施設）

法人名	施設名	施設種別	指導監査種別	指導監査年月日	文書指摘事項の内容	改善状況
社会福祉法人 旭川たいせつ福 社会	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム たいせつの郷	特別養護老人ホーム	一 般 指導監査	令和3年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> 口腔衛生管理加算の算定に当たっては、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていることが要件とされている。貴施設の実施状況を確認したところ、施設サービス計画において口腔管理等が位置付けられていたが、加算の要件である計画は施設サービス計画に含むことができるとされていないことから、別途作成すること。 	改善済
社会福祉法人 旭川たいせつ福 社会	介護老人福祉施設 ユニット型特別養護老人 ホーム たいせつの郷	特別養護老人ホーム (ユニット型)	一 般 指導監査	令和3年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> 口腔衛生管理加算の算定に当たっては、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていることが要件とされている。貴施設の実施状況を確認したところ、施設サービス計画において口腔管理等が位置付けられていたが、加算の要件である計画は施設サービス計画に含むことができるとされていないことから、別途作成すること。 	改善済
社会福祉法人 東旭川宏生会	特別養護老人ホーム 宏生苑	特別養護老人ホーム	一 般 指導監査	令和3年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 医師の配置基準について、勤務実態のない月があったので必要数を配置すること。 看取り介護加算の算定に当たっては、常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していることが要件とされている。貴施設の実施状況を確認したところ、夜間の連絡先が医師、管理者、介護支援専門員となっていたことから、看護職員との連絡体制とすること。 看取り介護加算の算定に当たっては、看取りに関する指針を定め、入居の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることが要件とされている。貴施設の実施状況を確認したところ、指針の内容の説明、同意について、その時期を看取り介護が必要となった際としていたことから、入所時に改めること。 看護体制加算Ⅱの算定要件のひとつに「当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制」とあるが、貴施設の実施状況を確認したところ、夜間の連絡先が医師となっていたことから、看護職員との連絡体制を確保すること。 	改善済
社会福祉法人 旭川小泉福祉会	特別養護老人ホーム 旭川のなか園	特別養護老人ホーム	特 別 指導監査	令和4年1月27日	<p>(勧告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 処遇困難な利用者若しくは入所者（以下「利用者」とする。）に対して、事業所若しくは施設（以下「事業所」とする。）として、利用者の心身の状況の把握や解決すべき課題の把握が適切に実施されていなかった。このため、介護手法が統一されず、長時間に渡って事業所内を四つん這いで徘徊する利用者やズボンを下げられオムツのまま寝かされている利用者があるなど不適切な介護があったため。 管理者は業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないが、業務の実施状況等について十分な把握ができていなかったため。 事故が発生した場合、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないが記録が作成されていない事案があったため。また、事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事案が生じた場合に、当該事実が報告され、事故分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備しなければならないが、従業員への周知徹底が不十分な事案があったため。 	改善済